平成２２年（フ）第１２１２号
宮城県名取市名取が丘５丁目24番10号
債務者　大友いづみ
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１２８２号
宮城県多賀城市新田字堀西26番地
債務者　阿部　勝喜
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１２９７号
宮城県塩竈市花立町19番29号
債務者　三浦　弘司
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１３２７号
仙台市泉区館１丁目22番地の２
債務者　長峰　孝子
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１３４７号
仙台市泉区市名坂字万吉前22番地の８　コーポ七北田205
債務者　高野　伸也
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１３７８号
仙台市青葉区愛子中央３丁目28番１―122号
債務者　高橋　信子
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２５９号
福島市小倉寺字中田９番地の１　小倉寺コーポ102号
債務者　阿部　道子
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第２６８号
福島県二本松市上太田字上代積275番地
債務者　岩尾　　崇
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第５４４号
茨城県那珂市鴻巣2851番地３
債務者　小田野大輔
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第５６９号
茨城県水戸市河和田３丁目2536番地　市営河和田住宅７棟Ａ４号
債務者　鯉渕たか子
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第５７４号
茨城県笠間市笠間1702番地１
債務者　磯山みゆき
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第５８０号
茨城県那珂郡東海村大字石神外宿1532番地３、住民票上の住所茨城県結城市大字芳賀崎436番地２
債務者　湯本　奈緒（旧姓山田・佐々木）
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１１４号
群馬県みどり市笠懸町鹿3963番地１　鈴の木ニュータウンＢ101
債務者　齋藤亜希子（旧姓金子）
1　決定年月日時　平成22年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第１１５号
群馬県みどり市笠懸町阿左美2678番地３
債務者　西澤　洋子
1　決定年月日時　平成22年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第１２０号
群馬県桐生市境野町２丁目1435番地の３　久保マンション304号
債務者　弦巻　勝治
1　決定年月日時　平成22年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第４３９号
金沢市諸江町中丁235番地８　フォーブルⅡ―103号室、従前の住所金沢市木越２丁目164番地
債務者　亀田　英雄
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第４０３号
山梨県山梨市牧丘町窪平935番地
債務者　芳賀　芳子
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
甲府地方裁判所民事部破産係